

目 次

■ 概要 2 P

■ 経緯 3 P

■ 目的 4 P

未利用地：左図赤枠箇所

○所在地：高松市仏生山町甲207番地 1 外

○所有者：高松市及び高松市土地開発公社

○取得年月日：H24.7.12（県所有分）、H24.10.4（個人所有分）
※その他、水路等の公有財産であった市有地も含む

○面積：①子育て支援施設等候補 2,905㎡
②介護老人福祉施設等候補 6,476㎡
③代替地 538㎡
※①周辺の市道用地 505㎡
計 9,919㎡

○都市計画関連

建ぺい率：60%、容積率：200%

用途：第一種住居
(店舗・事務所等、ホテルで
3,000㎡を超えるものや
遊戯施設などは制限)

立地適正化関係：一般都市機能誘導区域、
居住誘導区域



- H21.8 香川県と本市が共同で「香川県農業試験場跡地を活用したまちづくり検討委員会」を設置
- H21.12 上記委員会が跡地全体（北側・中央・南側の3エリア）の利活用の方向性について報告書を取りまとめ



- H23.6 県市で農業試験場跡地中央エリア売買契約締結
- H24.7 県市で農業試験場跡地北側エリア売買契約締結（一部土地は個人からH24.10に購入）



- H25.3 本市が香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画を策定
- H28.3 本市が香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画に係るデザインガイドラインを策定



- H30.9 みんなの病院開院、ことடன்仏生山駅西口駅前広場・P&R駐車場供用開始
- R4.3 交流センター“ふらっと仏生山”オープン



- R4.7 県有財産売買契約書第12条に記載されている用途指定期間が満了

県有財産売買契約書における要件

【第11条】（用途指定）

本市が香川県農業試験場跡地を活用したまちづくり検討委員会報告書（H21.12.25）の基本理念及びエリアコンセプトを踏まえた「人が集い賑わいのある文化・交流の促進」のための施設の用（以下「指定用途」という。）に供すること

【第12条】（用途指定期間）

本市が県との売買契約日以後10年を経過する日までの期間、引き続き指定用途に供すること

昨年度で契約（H24.6.11）後10年が経過し、用途指定の効力は失効
上記の行政財産としての用途指定に限らず、多様な利活用の検討が可能

持続的な居住・経済活動などを支える地域交流拠点として、
当初の用途指定（子育て支援、介護老人福祉施設等）に限らず、**一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保を図る、幅広い土地利活用の可能性について調査**